

## 佐賀市企業版ふるさと納税について

### 制度の概要

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合、寄附額の最大9割を法人関係税から税額控除

### 佐賀市の地方創生プロジェクト

第2期佐賀市まち・ひと・しごと創生推進事業（令和7年3月認定）

- ① 持続可能な脱炭素・資源循環のまちづくりプロジェクト
- ② 自然の恵みを未来につなぐプロジェクト
- ③ 次世代を担う人材育成プロジェクト
- ④ こどもにやさしい子育て応援プロジェクト
- ⑤ 地域公共交通ネットワーク化推進プロジェクト
- ⑥ スポーツ・文化で元気なまちプロジェクト
- ⑦ 人が行き交うまちプロジェクト※新規
- ⑧ 佐賀の「あたりまえハッピー」発信プロジェクト※新規
- ⑨ 安全・安心なまちづくりプロジェクト※新規
  - 川を愛する心が、未来への安心につながるプロジェクト
- ⑩ 学生応援・連携プロジェクト

### 留意事項

- ・佐賀市に本社がある企業は、この制度の対象外
- ・1回あたりの寄附額は10万円以上が対象
- ・寄附の見返りとして、企業が経済的な利益を受け取ることは禁止



## 安心な暮らしが日々の備えで支えられているまちプロジェクト

川を愛する心が、未来の安心へつながる。



多布施川水遊び場



市民による河川清掃活動



佐賀城お濠の事前排水実証実験

佐賀市は、河川やクリークなど多様な水環境に恵まれ、市民にとっても生活に欠かせない存在としてその恩恵を受けてきました。

網の目のように張り巡る水路の維持管理は、市が実施する河川事業のほか、市民が中心となって行う河川清掃活動「川を愛する週間」により支えられています。

こうした行政と市民との協働による水辺環境の保全への取組みに、貴社の力をお貸しください。

### 【プロジェクト概要】

#### ■ 対象事業

- ・ 川と親しむ事業
- ・ 排水対策事業

#### ■ 事業内容

- ・ 「川を愛する週間」で使用する用具の貸出・収集ごみ運搬処分
- ・ 市民対応が困難な箇所の浚渫、水草除去等
- ・ 河川愛護啓発、河川愛護イベント(多布施川遊び場、各種清掃活動等)
- ・ 排水対策に係る各種取組み

### 【寄附金の使途】

- ◆ 河川清掃用具(船、コンテナ、胴長など)の購入費
- ◆ 荷揚げ機など補助具の購入費
- ◆ 多布施川水遊び場の環境整備に係る経費
- ◆ 排水対策(浚渫、伐採、試行的な取組み等)に係る経費



荷揚げ機

◎ 最大約9割が税額控除 | 地方創生応援税制

◎ 企業イメージ向上 | SDGs・環境貢献の取り組みを発信可能

◎ 社員ボランティア・CSR 活動との連携 | 現場体験の機会も

本事業の趣旨にご賛同いただける企業様からの心温まるご支援をお待ちしております。

【問い合わせ】 佐賀市建設部河川砂防課 0952-40-7182